（評議員の損害賠償責任等に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に在任する学校法人の評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置）

第六条　新私立学校法第百三十八条（新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）並びに第百三十九条（新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百六十九条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十一条（第二項を除く。）、第二百七十二条から第二百七十五条まで及び第二百七十七条の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用する。

（役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置）

第七条　新私立学校法第百四十一条（新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十九条、第二百八十条の二、第二百八十一条第四項及び第二百八十三条第一項の規定は、施行日以後に提起された役員又は清算人の責任を追及する訴えについて適用する。

（会計帳簿等の提出命令に関する経過措置）

第八条　新私立学校法第百四十二条（新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起された訴訟における会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の提出の命令について適用する。

（大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの（次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。）については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第百四十四条第一項（新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

２　既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第百四十五条（新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

２　施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第百五十七条第一項、第百五十八条第一項及び第二項、第百五十九条並びに第百六十二条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第十一条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の項の下欄を次のように改める。

第十九条第二項、第二十三条第一項、第二十五条、第三十四条第二項、第五十条第二項、第五十六条第二項、第六十五条第二項、第七十二条第一項、第百八条第三項及び第五項、第九条第三項から第五項まで、第百十二条第二項、第百十五条、第百二十一条第三項、同条第五項及び第六項、第百二十二条第百二十六条第三項、第百三十三条第一項及び第二項、第百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十五条第一項及び第十一項、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十五条第一項から第三項まで並びに第百三十六条第一項の規定（これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第百五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）並びに第百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の項中「第三項」を「第四項」に、「及び第二項、」を「、同条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十四条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五十九条」を「第百三十二条」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十五条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第十四条第一項中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

附則第三十項を削る。

（租税特別措置法等の一部改正）

第十六条　次に掲げる法律の規定中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項第一号ロ

二　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項第七号ロ

三　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二条第三号

四　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項

（所得税法の一部改正）

第十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号ロ中「第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校」を「第百五十二条第五項（私立専修学校等」に改める。

別表第一学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項中「第六十四条第四項（専修学校及び各種学校」を「第百五十二条第五項（私立専修学校等」に改める。

（法人税法等の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「第六十四条第四項（専修学校及び各種学校」を「第百五十二条第五項（私立専修学校等」に改める。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項

二　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の一の二の項の第一欄及び同表の二十一の項の第三欄の第二号

三　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第三第一号の表学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項

（私立学校振興助成法の一部改正）

第十九条　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「役員」の下に「又は評議員」を加える。

第十二条の二第一項中「場合には、あらかじめ」を「ときは」に改め、同条第二項中「場合には」を「ときは」に改める。